

(仮称) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準について

■子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営についての基準を、市町村が条例で定めなければならないこととなりました。

■市町村が条例で定める基準については、国の基準（従うべき基準／参酌すべき基準）を踏まえて制定する必要があります。

■以下は、国の基準です。

No.	事 項 (引用条文)	国 の 基 準	従うべき基準/ 参酌すべき基準
1	放課後健全育成事業者の一般原則 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を利用している児童(以下「利用者」)の人権への配慮、人格の尊重 ・地域社会との交流及び連携、保護者及び地域社会への運営内容の説明 ・運営内容についての自己評価、結果の公表 ・放課後児童健全育成事業所の構造設備(利用者への保健衛生及び危害防止への考慮) 	参酌すべき基準
2	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置 ・非常災害に対する具体的計画の策定及び訓練の実施等 	参酌すべき基準
3	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 	参酌すべき基準
4	職員の知識及び技能の向上等 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ・放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保 	参酌すべき基準
5	設備の基準 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」)、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置 ・専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上 ・専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて当該放課後児童健全育成事業者の用に供するものでなければならない ・専用区画等は衛生及び安全が確保されたものでなければならない 	参酌すべき基準

6	職員 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員(有資格者)を置かなければならない ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、1人を除き補助員に代えることができる ・放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない <ul style="list-style-type: none"> ①保育士、②社会福祉士、③高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者、④教員免許を有する者、⑤大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、⑥高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に類似する事業に従事した者で市町村長が適当と認めた者 ・一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、おおむね40人以下とする(※) ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに当該支援の提供に当たる者でなければならない 	従うべき基準 ※は参酌すべき基準
7	利用者を平等に取り扱う原則 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止 	参酌すべき基準
8	虐待等の禁止 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の利用者に対する虐待等の禁止 	参酌すべき基準
9	衛生管理等 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、食器等又は飲用水の衛生管理 ・感染症又は食中毒の発生、まん延の防止 ・医薬品その他の医療品を備え、管理すること 	参酌すべき基準
10	運営規程 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定める <ul style="list-style-type: none"> ①事業目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び、利用者負担額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 	参酌すべき基準

		⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 等	
11	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿 (第15条)	・職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備	参酌すべき基準
12	秘密保持等 (第16条)	・職員の秘密の漏洩の禁止等	参酌すべき基準
13	苦情への対応 (第17条)	・苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等 ・市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善 ・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会の調査への協力	参酌すべき基準
14	開所時間及び日数 (第18条)	・開所日数について年間250日以上、開所時間について平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める	参酌すべき基準
15	保護者との連絡 (第19条)	・保護者との密接な連絡(利用者の健康及び行動を説明し、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない)	参酌すべき基準
16	関係機関との連携 (第20条)	・市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携した支援	参酌すべき基準
17	事故発生時の対応 (第21条)	・事故発生時の市町村、保護者への連絡及び必要な処置 ・賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参酌すべき基準
18	職員の経過措置 (附則第2条)	・放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める	—

※ 従うべき基準：条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない

参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの